

令和 2 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 臨 時 會 議 案

令 和 2 年 8 月 3 日 提 出

目 次

報告第4号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
承認第11号	令和2年度東浦町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求め ることについて	別添
議案第33号	令和2年度東浦町一般会計補正予算(第7号)	別添

報告第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月3日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 11 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 2 年 5 月 25 日（月）午前 11 時 20 分頃、職員が公用車で森岡にある診療所に向かった際、誤って当該診療所の隣にある駐車場に進入してしまったため、退出しようとして向きを変えていたところ、当該公用車の前面が駐車してあった相手方の車両の右前面部に接触し、当該車両のバンパー等が破損した。

2 損害賠償の額

497,701 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	497,701 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	497,701 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、497,701 円を支払うこととする。